

自家用車公務使用取扱要綱の制定について

発出年月日：平成16. 3. 17

文書番号：沖例規務3・会2・監1

公表範囲：全文

沖縄県警察職員が自家用車を公務で使用する場合について、その取扱基準等を定めることにより、自家用車の公務使用の適正な運用及び公務の円滑な遂行を図るため、別添のとおり「自家用車公務使用取扱要綱」を制定し、平成16年4月1日から施行することとしたので、運用上遺憾のないようにされたい。

別添

自家用車公務使用取扱要綱

第1 目的

この要綱は、県警察職員（臨時的任用職員、非常勤職員及び非常勤嘱託職員を含む。以下同じ。）が自家用車を公務に使用する場合における当該自家用車の登録、使用の承認その他必要な手続を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 自家用車 県警察職員（以下「職員」という。）が所有し、又は管理し、若しくは自己のための運行の用に供する自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第3条に規定する大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び道交法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）
- (2) 公用車 県警察が現に所有し、又は使用する自動車

第3 公用車使用の原則

公務には、公用車を使用することを原則とする。

第4 自家用車の登録等

- 1 自家用車を公務に使用する職員は、当該自家用車について、事前に公務使用自家用車登録（変更）届（様式第1号）を所属長に提出して、登録を受けなければならない。登録事項に変更があった場合も同様とする。
- 2 所属長は、職員から登録の申請があった場合において、次に掲げるいずれかに該当するときは、登録してはならない。
 - (1) 強制保険（自動車損害賠償責任保険をいう。）及び任意保険にあつては下表に定める内容の契約を締結していない場合（当該保険の契約内容が職員に適用されないものとなっている場合を含む。）

下表省略

- (2) 点検整備が不十分であると認められる場合
 - (3) 当該職員の運転経験が浅く（当該運転免許を取得後1年未満をいう。）、運転技術が未熟であると認められる場合
- 3 公務に使用することができる自家用車として登録された自家用車（以下「登録自家用車」という。）について、2に掲げるいずれかに該当することとなった場合又は当該職員から登録解除の

申出があった場合は、当該登録を解除するものとする。

4 登録自家用車の登録又は解除は、自家用車公務使用登録簿（様式第2号）により行うものとする。

第5 使用承認等

1 使用承認

登録自家用車を公務に使用する場合は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 登録自家用車を公務に使用する場合は、使用の都度、事前に自家用車公務使用承認申請書（様式第3号）を所属長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合で、事前の使用承認を得ることができない場合は、口頭により承認を受け、使用することができる。この場合において、当該公務終了後、速やかに使用承認申請書により承認を受けなければならない。

(2) 所属長は、登録自家用車を使用する職員（以下「使用職員」という。）の健康状態が運転に支障のない場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに限り、登録自家用車の使用を承認するものとする。

ア 重大な事件又は事故が発生し、公用車又はレンタカーを使用することが困難なとき。

イ 犯罪捜査上、公用車又はレンタカーを使用しての公務の遂行に支障のあるとき。

ウ 公共交通機関が運行していないとき、又は公共交通機関を利用した場合、公務を遂行する上で著しく不便であり、登録自家用車を使用して業務を遂行することが効率的であると考えられるとき。

エ 災害その他緊急を要するとき。

オ アからエまでのほか公務を遂行する上で公用車を使用することができないとき。

2 同乗者の申請

使用職員は、公務使用登録自家用車を公務に使用する場合で、ほかの職員を同乗させる場合は、自家用車公務使用承認申請書を提出する場合に当該申請書に記載して申請すること。

3 職員以外の同乗の禁止

登録自家用車を公務に使用する場合は、当該登録自家用車に同乗を承認された職員以外の者を同乗させてはならない。

第6 損害賠償

1 登録自家用車を公務に使用中に他人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えた場合は、当該登録自家用車が締結している強制保険及び任意保険により賠償するものとし、当該保険額を超えた損害については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定に基づき県（県警察本部）がその損害を賠償するものとする。

2 1に定める損害賠償のほかは、登録自家用車の故障その他の損害については、県（県警察本部）は責任を負わないものとする。

第7 公務災害

登録自家用車を公務に使用中、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は沖縄県議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）に定めるところにより補償するものとする。

第8 旅費の取扱い

登録自家用車を公務に使用した場合は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）等の関係規程に定めるところにより支給することができる。

第9 その他

登録自家用車を公務に使用する場合の燃料費、保険料その他維持管理に係る経費は支給しないものとする。

第10 適用除外

この要綱の規定は、沖縄県外においては適用しない。

様式等省略